

# 暮らしのお知らせ

## 動物による危害防止対策強化月間

### 飼い主はマナーを守って

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録をし、狂犬病予防注射を毎年受ける
- 犬の放し飼いはしない
- 犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にしたフンは必ず持ち帰る
- 猫は室内で飼う
- 動物には迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする
- 猿・蛇・ワニなど危険な動物に



指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可を得る

### 捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で罰金が科されます。捨てられて保護された犬・猫は引き取る人がいないと、処分されます。ペットは責任をもって最期まで面倒を見ましょう。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

### 排水設備の清掃・点検

### 訪問セールスに用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と、家庭を訪問する業者が見受けられます。市では業者の紹介やあっせんは行っていません。

市から業務を委託された業者は、

### 年末調整の説明会

必ず市が発行した身分証明書を携帯しています。訪問セールスなどで不審に感じたら、下水道課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20・1553)へ。

### 給与事務担当者を対象に

給与事務担当者を対象に、平成25年分の年末調整と法定調書・給与支払報告書の提出方法についての説明会を次の通り行います。

日時 11月8日(金) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分  
会場 中央公民館

※くわしくは成田税務署法人課税第二部門(☎28・5151・音声案内で2番を選択)または市民税課(☎20・1513)へ。

### 犯罪被害給付制度

### 被害者や遺族に 支援金を

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、

不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けた被害者、障がいが残ることになった被害者に対し、国が一定の給付金を支給するものです。

市でも「成田市犯罪被害者等支援条例」に基づき、同様の支援金を

を支給しています。

※くわしくは県警察本部警務課 犯罪被害者支援室(☎043・201・0110 内線2702)へ。成田市犯罪被害者等支援条例については市交防課(☎20・1527)へ。

### 市内の農産物などの放射性物質検査の結果

9月・10月に検査した野菜・果樹は、放射性物質が基準値以下でした。

#### 県の精密検査の結果

単位：ベクレル/kg\*

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
サトイモ	9月24日	検出せず(3.5未満)*2	検出せず(4.9未満)	検出せず

#### 市の簡易検査\*\*の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
トマト	9月20日	検出せず(8.16未満)	検出せず(7.15未満)	検出せず
ブドウ	9月25日	検出せず(7.86未満)	検出せず(7.05未満)	検出せず
ダイコン	10月1日	検出せず(8.65未満)	検出せず(7.55未満)	検出せず
ショウガ	10月1日	検出せず(7.60未満)	検出せず(6.79未満)	検出せず
サツマイモ	10月15日	検出せず(9.15未満)	検出せず(8.35未満)	検出せず

\*1 ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す  
\*2 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値はかつこの数字  
\*3 市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定  
基準値 ○一般食品…放射性セシウム 100ベクレル/kg  
※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。



# 市長日誌

10月1日～15日

1日	教育委員辞令交付
2日	市制施行60周年記念事業実行委員本部会 POPラン大会実行委員会
4日	北須賀直売所「まこも」開設式典 千葉県市長会負担金等審議専門委員会 獣魂祭
5日	玉造地区敬老会
6日	大須賀地区・大利根地区敬老会 東北復興支援成田市民号(～7日)
8日	総合計画審議会
11日	大学誘致調査特別委員会
12日	成田スポーツフェスティバル NARITA花火大会in印旛沼
13日	ツール・ド・ちば2013出発式 中郷地区・小御門地区敬老会
14日	フォークダンス祭 公津地区敬老会
15日	生涯学習推進協議会



開設を祝ってあいさつ(4日)

## 成田浄化センターで改修工事

### くみ取り・浄化槽の清掃は早めに

成田浄化センターでは、11月22日(金)～12月1日(日)に改修工事を行います。期間中は、くみ取り便所のくみ取りや浄化槽の清掃作業ができません。くみ取り・浄化槽の清掃が必要な人は早めに依頼をしてください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## ウォームビズ

### 市役所の省エネ対策にご協力を

市では、11月～3月の間、省エネ対策として職員のウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の

稼働、フリースなどの重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

## 水道水の排水作業

### 11月5日に不動ヶ岡地区で

市では、水道水の水質を維持するため、次の通り水道水の排水作業を行います。作業の予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもあります。

受水槽を使用している場合は、適切な措置をお願いします。  
日時 11月5日(火)午後11時～翌午前5時

予定地区 不動ヶ岡地区

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

## 市長への手紙

### あなたの声を聴かせてください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんの市政に対する提言・要望・意見など生の声を幅広く聴いて、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた意見には、市長が目を通し、各課に対応を指示します。回答を希望する人には、書面または電子メールで回答します(1カ月程度の期間を要します)。

各課でも、担当する事務事業に対する意見や要望を受け付けています。道路の補修や公園遊具の修

理などの早急な対応が必要な内容は、直接相談してください。

意見の内容によっては、市の回答と併せて広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

## 市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館など市の施設に所定の用紙(受取人払い)が設置されています。

任意のがき・封書を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

## 市長へのFAX

市内からは送信料は掛かりません(コンビニエンスストアからは有料となる場合があります)。  
☎0120・860・279

市外からは送信料が掛かります。  
FAX 0476・24・1086

## 市長への電子メール

市ホームページの「市長への電子メール」(<http://www.city.narita.chiba.jp/form>)から送信できます。

メールフォームを利用できない場合は、Eメール(ntsodan@city.narita.chiba.jp)を利用してください(あらかじめ、このアドレスからの電子メールを受信できるように設定してください)。

市政とは関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷するようなものは受け付けません。

の受け付けません。

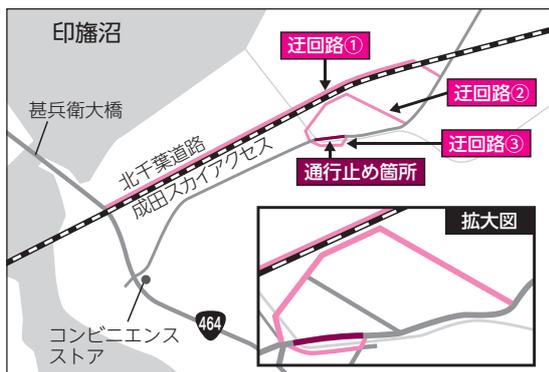
名前・住所・電話番号を必ず書いてください。記入がない場合は、参考意見として受け付けます。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

## 市道北須賀支線

### 一部で通行止めを実施

北須賀地先の市道北須賀支線で道路の沈下が発生しているため、平成25年11月15日(金)午前10時～27年3月31日の間、沈下箇所を通行止めとします。左図の通り迂回するようにお願いします。



※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

## 省エネナビ・エコワット

### 地球に優しい暮らしを

市では、家庭で電気を使用することで排出されるCO<sub>2</sub>の量や省エネの目標達成度などを表示できる「省エネナビ」と、電気機器の電気使用量などを測定する「エコワット」のセットを無料で貸し出しています。



省エネナビ(右)とエコワット

貸出期間＝貸出日から1年間

※くわしくは環境計画課(☎20・1532)へ。

## 空き地の管理

### 草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにすると、ごみの捨て場所にされたり、火災や害虫類の発生原因となった

りして周囲に迷惑が掛かります。

特にこれからの季節は、枯れた雑草などが乾燥して火災の原因になることがあり大変危険です。土地の所有者は草を刈るなど、適正な管理に努めてください。

市では草刈り機を無料(刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)、下総支所(☎96・1111)、大栄支所(☎73・2111)へ。

## 労災保険・雇用保険

### 事業主は加入を

11月は「労働保険適用促進月間」です。

事業主(農林水産業の労働者5人未満の個人事業を除く)は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

まだ手続きをしていない事業主は、加入の手続きをしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043・221・4317)または成田労働基準監督署(☎22・5666)へ。

## 土砂による埋め立て

### 残土条例が適用されます

市では、土砂の搬入による埋め立て・盛り土・たい積行為や搬入土砂の土質に対して必要な規制を行い、住民の健康で安全な生活を確保するため「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

この条例により、市内で500平方メートル以上の埋め立てなど(二時たい積を含む)を行う場合は、申請や届け出など、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに使用できません。使用した場合には罰則が科せられます。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

## 裁判員候補者名簿

### 登録された人に通知

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された人を対象に、千葉地方裁判所から「名簿記載通知」が送付されます。

この通知は、平成26年2月ごろ～平成27年2月ごろに裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝えるものです。

この段階では、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではないので、すぐに裁判所に行く必要はありません。実際に裁判所に行くことになった場合には、あらためて通知があります。

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿か

ら、無作為に抽出した人の名簿を基に全国の地方裁判所で作成されます。

平成26年の名簿に登録される人数は、全国で23万6,500人です(有権者全体に占める割合は、約440人に1人)。

※くわしくは裁判員制度ホームページ(<http://www.saiiban.n.courts.go.jp/>)または千葉地方裁判所(☎043・2222・0165)へ。

## 市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
市役所(花崎町)	10月7日	0.09	0.10	0.12
	10月15日	0.09	0.09	0.08
	10月21日	0.09	0.10	0.10
下総支所(猿山)	10月7日	0.09	0.09	0.10
	10月15日	0.10	0.10	0.11
	10月21日	0.09	0.10	0.10
大栄支所(松子)	10月7日	0.07	0.07	0.08
	10月15日	0.08	0.07	0.08
	10月21日	0.07	0.07	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	10月7日	0.08	0.08	0.08
	10月15日	0.10	0.10	0.11
	10月21日	0.09	0.10	0.12
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	10月7日	0.08	0.09	0.09
	10月15日	0.09	0.09	0.10
	10月21日	0.09	0.10	0.09

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。